



第2660地区



# WEEKLY REPORT 大阪船場ロータリークラブ

OSAKA SEMBA ROTARY CLUB JAPAN

創立 昭和63年(1988)5月23日

事務所 大阪市中央区西心斎橋1-7-3(〒542-0086)北炭屋町ビル

Tel.(06)6244-1008 Fax.(06)6244-1010

<http://www4.ocn.ne.jp/~semba-rc/> E-mail: [semba@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:semba@cocoa.ocn.ne.jp)

例会 毎週月曜日・12時30分

ホテル日航大阪 Tel.(06)6244-1111

会長:小島 常男 幹事:堀 浩司 会報広報委員長:宮原 彰

四つのテスト/言行はこれに照してから

I. 真実かどうか . みんなに公平か

. 好意と友情を深めるか . みんなの為になるかどうか

## 第1172回 例会 2014年(平成26年)9月29日

本日のプログラム

(本日のプログレス 井澤 武尚 副SAA)

ロ - タリ - ソング 「それこそロータリー」

会長の時間 幹事報告 委員会報告 ニコニコ箱報告 出席報告

職業奉仕卓話 岩崎 寿英 会員

バリ島就学困難児童支援プロジェクト視察報告 岡本 真太郎 会員

### 前回(9月22日)例会記録

プログレス 井澤 武尚 副SAA

しょうく ・ プログレス 井澤 武尚 副SAA

1. 来客紹介 藤野 英男 親睦委員長

・ さわると秋がさびしがる

ゲスト:0名 地区外:0名 地区内:2名 合計:2名

・ 里の秋

2. 会長の時間 小島 常男 会長



ご来客の皆様ようこそお越しいただきました。どうぞゆっくりお過ごしください。

秋らしくなってまいりました。毎朝散歩している近くの緑地では彼岸花がいつの間にか満開になっています。

先日、バリ島就学困難児童支援活動に岡本国際奉仕委員長はじめ、清水直前会長、塩尻直前理事、中村元青少年委員長、林会計、溝畑国際奉仕委員の6名の方が参加されました。

忙しい中、強行軍だったと思いますがありがとうございました。かけがえのない貴重な時間を過ごされて帰国されたようです。近頃ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)が盛んになり、

私もフェイスブックを使っていますが、友人知人からオンタイムで画像と共に情報が送られてきます。

バリ島での活動の様様も逐一アップされ、タマン・ロータリークラブの方々との交流や支援する学校での会員各位の活躍が生き生きと伝えられてきました。斯く言う私も散歩中に撮った鳥や花の写真をアップしている今日このごろであります。

手元にパソコンがなくても携帯電話でやり取りができるので、発信された情報が瞬時に世界を巡る時代になりました。

フェイスブックには塩尻直前幹事のご尽力で大阪船場RCのページも開かれています。ここにはシンガポールRCばかり

でなく、我々の知らない各国のロータリークラブからも姉妹クラブ提携や援助のお申し出があるのですが、まずは何らかのご縁があるところから進めていければ良いのではないかと思います。自分自身においても、情報が溢れる中で何を選択すればよいのか、見極める目を養っていかなければいけない、と思う今日この頃であります。

また前回のこの時間でもお伝えしておりましたインターシティーミーティングの講師に当クラブの澤田会長エレクトが選ばれ、快諾されたことを合わせてお知らせします。 本日の会長の時間は以上です。ご清聴ありがとうございました。

### 3. 委員会報告

社会奉仕委員会 塩尻 明夫 委員長

遠野 NPO への複合機贈呈について

- ・先方で機器導入完了(船場 RC 名のプレート掲げた写真あり)
- ・請求書が送付されたので、財団からの補助50万円に当クラブの50万円を加えて送金する予定
- ・今後財団への報告予定

開平小学校企業訪問について

- ・本日教頭先生と電話で打ち合わせ
- ・他の行事との関係で若干不明確だが、今の所予定通り12月前半～半ばに実施予定
- ・10月頭には対象会員企業にお願いする予定
- ・出来るだけ新しい方も対象としたいので、工夫する

国際奉仕委員会 岡本 真太郎 委員長

9月17日に無事バリ島視察から帰国致しました。支援先の学校視察時には、支援した生徒達から両国の国旗を振っての熱烈な歓迎を受け感極まりました。本日の週報にて視察報告をさせて頂いておりますのと9月29日にお時間を頂戴しておりますので、写真を交えてご報告させて頂きます。

国際奉仕委員会 澤田 宗久 委員

いつも、歯科医療奉仕活動に御理解、御支援頂きましてありがとうございます。

9月10日(水)から15日(月)まで、フィリピン共和国レイテ島において歯科医療奉仕活動に行きまして。

今回は歯科医師8名、衛生士4名、ボランティア2名合計14名とレイテ島歯科医師10名の総勢24名のコラボレーションで活動を行いました。集中した3日間で、一日に300人近い患者様が長蛇の列をなして並んで下さって、総勢876名の患者様の歯の治療やケアを行って参りました。詳しくは、10月27日(月)の例会の報告会にて、ご説明致しますので、宜しくお願い致します。

### 4. ニコニコ箱報告 平山 明彦 親睦委員

岡本(真) 会員 バリ島視察から戻って参りました。9/29にお時間を頂戴して居りますので改めてご報告させていただきます。

塩尻 会員 バリ島より無事帰国致しました。岡本真太郎様はじめ皆様ありがとうございました。

斧原 会員 ポルトガル リスボンより無事帰国。井澤さん誠にお世話になりました。

杉浦 会員 俣野様、先日はありがとうございました。

高階 会員 俣野さん、杉浦さん、先日はありがとうございました。

小山 会員 大磯様、ありがとうございました。藤浪の157キロを目のあたりで見せてもらいました。

渡辺 会員 北野様、有難うございました。

カンタレーレ 会員 長い間留守にしており申し訳ございませんでした。今後も引き続き宜しくお願い致します。

北野、松永、藤野、新川、日比、斎藤(満)、宮原、片岡、中村、栗原、大嶋、今泉、松谷、小島、俣野、

各会員 仁川アジア大会はじまる オリンピックへの第一歩。

### 5. 出席報告 井澤 武尚 副S A A

会員総数 40名 出席率計算会員数 39名 出席員数 31名 出席率 79%

第1169回(8月25日) 修正出席率 93%

6. 卓話 「税金と裁判の話」 甚田 隆康 会員



**法人課税の概要**

■ 法人税法 収入(益金) 支出(損金) = 利益(所得)

収入・支出は全て「益金・損金」という考えで集計し「その差額が利益」となり、利益に税率を乗じて税額が算出される。

その制度は「個別企業を納税単位とする」が原則であった。

■ 変化 国際会計(基準)の変化と共に会社法(商法)・法人税法が改正された。

1 会社法(商法)財源規制×(配当等制限が無くなり剰余金分配等が自由になる)

平 11 株式交換・株式移転 平 13 会社分割 平 18 商法 会社法

2 法人税法(会社法改正を受けた税法改正)

平 11 株式交換・移転制度(措置法)、平 13 企業組織再編制度、平 14 連結納税 平 18 組織再編税制(法人税法)、平 22 グループ法人税制

3 特徴

グループ法人税制 グループ内の損益をグループ外移転まで繰延べる(課税しない)。

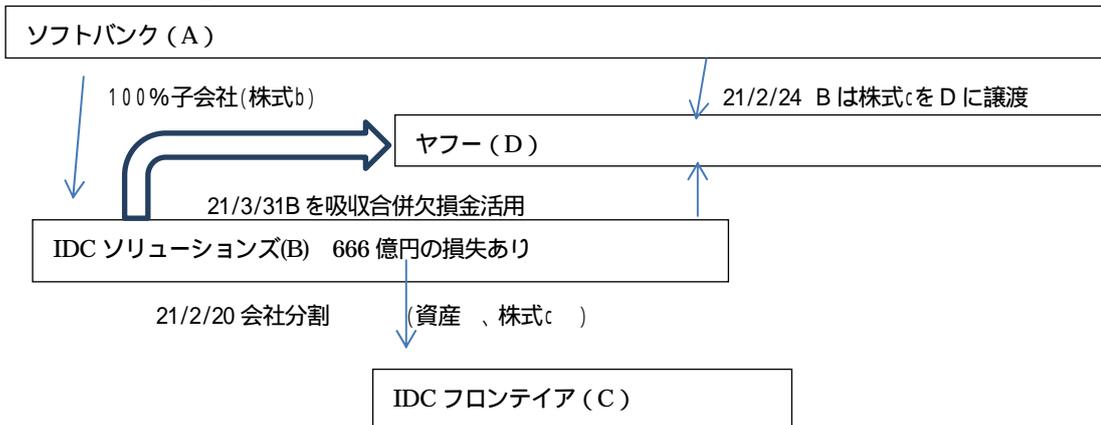
グループ内の会社分離(分割)、結合(合併)、資産移転(現物配当)が任意に。

その他、金銭以外の現物で配当等を行う

・法人税法 自己株式取得(プロラ計算) 「資本金部分 = 譲渡損益」「剰余金部分 = 配当:益金不算入」

IBM 自己株取引 株式譲渡損とみなし配当(非課税)

**ヤフーIDCF 事件の概要**



■ ヤフーIDCF 事件について…課税所得 542 億円(666-124 = 542)の裁判

ソフトバンクグループはソフトバンク(A)と IDC ソリューションズ(B)であった。(B)は平 21/2 時点で 666 億円の繰越損失金を有していた。この損失金を有効活用するべく下記を行った。

平 21.2.2 (B)を会社分割し(C)を設立した。(B)は分割資産の代わりに(C)の株式を取得する。

平 21.2.20(B)は(C)株式を(D)に譲渡した。

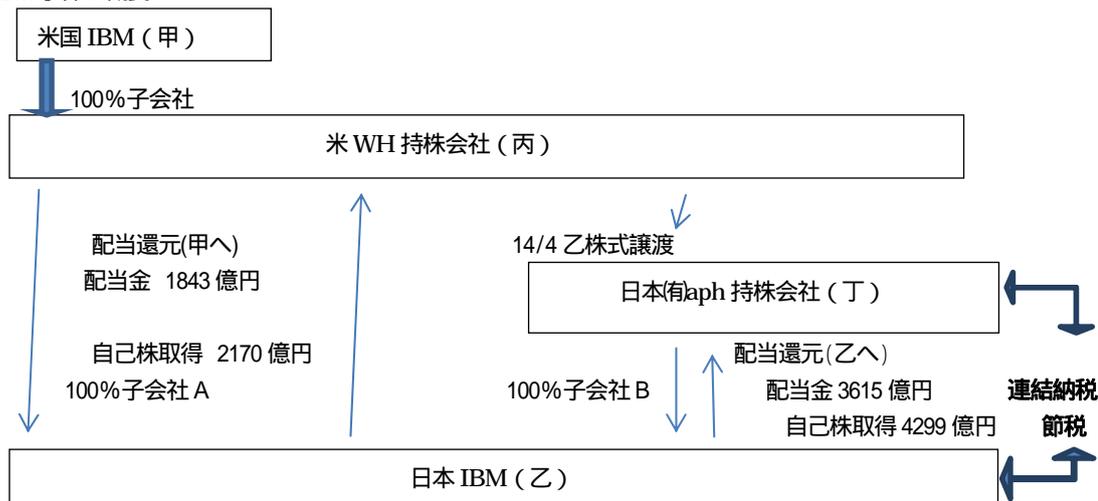
平 21.2.24(A)は(B)の株式を全部(D)に譲渡する。

平 21.3.31(B)の 100%親会社となった(D)は(B)を吸収合併し、一つの会社になった。

平 22.3 以後の利益で残った欠損金 542 億円を控除する予定であった。

課税庁は上記 ~ の行為は、行為計算否認規定(法人税法 132 条)を適用し上記計算を否認し、訴訟となり、東京地裁は「周到に準備された租税回避であり認められない」として、課税庁の勝訴とした。

## IBM 事件の概要



## IBM 事件について

- 1 米国 IBM(甲)は米国持株会社(丙)を通じて子会社 A 日本 IBM(乙)を有していた。
- 2 乙は日本で得た利益を還元するため、平成 9～12 年間「配当」で 1843 億円、「自社株購入」で 2170 億円(1 株平均 185 千円)合計 4013 億円を丙へ支払っていた。
- 3 甲は 14/2 プライスイーターハウスから日本の有限会社丁(ペパ-カンパニー)を購入した。
- 4 平成 14/4 丙は乙の株式 1 株 127 万円総額 1 兆 9500 億円で丁に売却した。この時点で乙は丙の子会社から移籍し丁の子会社 B になった。
- 5 上記 2 と同様に、乙は日本で得た利益を還元するため、平成 14～20 年間「配当」で 3615 億円、「自社株購入」で 4299 億円(1 株平均 127 万円)合計 7914 億円を丙へ支払っていた。

### 6 法人税の扱い

法人税における「株式売却損益」は平成 13 年改正で大きく変更された。

平成 13 年まで「売却額 - 取得価額 = 売却損益(取引の性格上殆んど利益)」

平成 14 年以降(プロラタ計算)

「売却額(資本部分) - 取得価額(資本部分) = 売却損益(殆んど損失)」

「売却額(剰余金部分) - 取得価額(剰余金部分) = 配当金とみなす(益金不算入)」

### 7 IBM の節税

利益還元「自社株取得」の取引金額を 6.8 倍に引上げ、丁が乙に売却すれば、膨らんだ金額はみなし配当に回った金額に見合う 4000 億円の「株式譲渡損」が算出され、この損失は、丁が乙と連結納税することで 1200 億円の「節税」となりました。

### 8 日本の国税庁

このような節税策につき「法人税法 132 条(行為計算の否認)」規定を適用し、更正決定しましたが、東京地裁での争いとなり、国側敗訴の判決となりました。関係者は行為計算否認でなく、国際租税回避の問題だとの認識が提示されています。国は控訴しましたから、高裁の判断が注目されます。

利益還元	配当金	株式売却	株式数	1 株単価
(丙へ) 平成 9～12 年合計	1,843,50 百万円	2,170,82 百万円	1,172,540 株	185,139 円
(丁へ) 平成 14～20 年合計	3,615,50 百万円	4,298,55 百万円	338,036 株	1,241,625 円
株式売却損失	乙株式(取得額 9 万円)を 1 株 127 万円で売却したとして			
	丁 現金	127 万円	IBM 株式	127 万円

株式譲渡損 118万円 受取配当金 118万円  
 乙 自己株式 127万円 現金 127万円  
 10月例会予定

日	地区行事	司会	プログラム	歌	その他
6	米山月間	甚田	卓話:片岡会員	「君が代」 「船場ソング」	お誕生日お祝い 理事会 4階「藤の間」13:40～
13			休 会		
20		俣野	職業奉仕フォーラム	「我等が生業」	～14:00延長
27		俣野	フィリピン帰国報告	「植生の宿」	指名委員会 6階「梅の間」13:40～